

# 小美玉市放課後児童健全育成事業実施委託 公募型プロポーザル実施要綱

## 1 目的

この要綱は、小美玉市放課後児童健全育成事業実施について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するために、公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、必要事項を定めるものとする。

## 2 業務委託概要

- (1) 業務名 小美玉市放課後児童健全育成事業実施委託
- (2) 業務内容 「小美玉市放課後児童健全育成事業実施委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和6年10月1日から令和11年9月30日まで（5年間）  
ただし契約締結日の翌日から令和6年9月30日までの期間は準備期間とし、支援員等の確保、指揮命令系統の確立、備品・施設の確認等を行うものとする。なお、当該準備期間に関する経費は、受託者の負担とする。

## 3 業務に要する費用（見積限度額）

本業務に関する費用は、総額508,150,000円以内（消費税含む）とする。

各年度の上限額（消費税含む）は次のとおりとする。

令和6年度	41,350,000円
令和7年度	99,500,000円
令和8年度	99,500,000円
令和9年度	107,200,000円
令和10年度	107,200,000円
令和11年度	53,400,000円

## 4 参加者の資格に関する事項

- (1) 次に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。
  - ・小美玉市競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
  - ※プロポーザル参加申込時点において、小美玉市競争入札参加資格を持たない者については、プロポーザル参加申込書に加え「令和3・4・5年度入札参加資格審査申請書提出要領」に従い、「物品調達等入札参加資格審査申請書（市指定様式）」のほか、「提出書類一覧表（物品購入・役務提供等）」に掲げる書類を提供すること。
  - ・放課後児童クラブの運営経験を有し、かつ社会福祉法人、学校法人、株式会社等法人格を有する事業者。
  - ・令和6年4月1日時点において茨城県内にて放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、その他児童福祉施設のいずれかを3年以上継続して運営した実績があり、かつ現在も継続して運営していること。
  - ・茨城県内に本社、支社、支店又は営業所等を有し、緊急時において迅速な対応が可能なこと。

(2) 次のいずれかに該当しない者。

- ・ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で申請の前日までに復権を得ない者
- ・ 小美玉市（以下「市」という。）の入札又は契約に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 2 項（令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく入札参加制限を受けた者で、当該事実の後 2 年を経過していない者
- ・ 審査基準日現在で、営業に関し法律上必要とする許可、認可又は登録等を受けていない者
- ・ 銀行取引停止を受ける等経営状態が著しく不健全であると認められた者
- ・ 入札参加資格審査に係る申請書等において重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ・ 納付すべき税（市町村税、県税、法人税、消費税及び地方消費税）を滞納している者
- ・ 協同組合又は事業協同組合にあっては、入札に参加しようとする業種について組合の定款に共同受注の定めがない者
- ・ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

## 5 実施スケジュール

実施スケジュールは以下の通りとする。ただし、各項目の日程については、選定委員の都合等にあわせて適宜調整できるものとする。

令和6年5月29日（水）	公募要綱公開
	資料・必要書類の配布開始
	質問受付開始
令和6年6月7日（金）	質問受付締切
令和6年6月14日（金）	質問回答
令和6年6月20日（木）	企画提案申込書提出期限
令和6年6月28日（金）	企画提案審査書類提出期限
令和6年7月12日（金）	選考委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和6年7月12日（金）	候補者決定
令和6年7月12日（金）以降	候補者選定結果の通知
令和6年7月19日（金）	契約

## 6 手続き等に関する事項

(1) 担当部局 小美玉市福祉部こども課育成係

〒311-3495 茨城県小美玉市上玉里1122

Tel0299-48-1111（内線3241） FAX0299-58-4846

Email [kodomo@city.omitama.lg.jp](mailto:kodomo@city.omitama.lg.jp)

(2) 公募に関する要綱及び仕様書の交付

① 交付期間 令和6年5月29日（水）から

令和6年6月20日（木）

② 交付方法 市ウェブサイトからダウンロードする。

## 7 提出書類

(1) プロポーザル参加申込に伴う提出書類については、次の通り提出することとする。

提出書類：プロポーザル参加申込書（様式第1号） PDF形式

事業の実績が確認できる書類（任意様式） PDF形式

申込先：小美玉市福祉部こども課

申込期限：令和6年6月20日（木）午後5時必着

提出方法：電子メールに限る。なお、電子メール送信後、電話により到着を確認すること。

(2) 企画提案審査に伴う提出書類については、次の通り提出することとする。

① 企画提案書（様式第6号）添付書類含む（任意様式。A4版、20ページ以内）

PDF形式

・事業実施の内容及びその方法について、可能な限り具体的な内容を記載すること。

② 業務見積書（様式第8号）

PDF形式

・見積金額の内訳については、業務に係る一切の経費を計上し、各年度の内訳及び積算内容、合計金額を示すこと。

・見積金額が各年度の予算額を超える場合は失格とする。

申込先：小美玉市福祉部こども課

申込期限：令和6年6月28日（金）午後5時必着

提出方法：電子メールに限る。なお、電子メール送信後、電話により到着を確認すること

## 8 その他

(1) 企画提案書は1者1提案までとする。

(2) 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めないものとする。ただし、市が補正等を求める場合はこの限りではない。

(3) 企画提案申込書の提出後、プロポーザルの参加を辞退する場合、プロポーザル参加辞退届（様式第2号）を提出すること。

## 9 質問等の受付

(1) 本業務及び提案仕様書に関する質問については、令和6年6月7日（金）午後5時まで、担当部局にてメールにより受け付ける。電子メール送信後、電話により到着を確認すること。

(2) 質問をする際は、市指定の質問書（様式第9号）を使用すること。

(3) 回答は原則、令和6年6月14日（金）午後5時までに質問者に個別に電子メールにより通知するほか、市ウェブサイト上にも掲載する。

## 10 審査方法及び評価項目

### (1) 審査方法

- ① 本実施要綱第10（2）の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者を選定する。ただし、最高点の者が複数名でた場合は、提案金額が安価な者を最優秀提案者を選定し、提案金額も同一であった場合には、審査委員会の合議によってこれを決定するものとする。
- ② 特別の理由がない場合は最優秀提案者に優先交渉権を付与し、契約交渉を行うものとする。最優秀提案者と契約に至らなかった場合は、残った提案者の得点が高い者（得点が高い者は金額が低い者）から契約交渉を行う。

### (2) 審査基準

	審査項目	審査観点	配点
1	法人等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業の運営理念・基本方針（5点）</li> <li>・放課後児童健全育成事業業務の業務実績及び受託体制（5点）</li> <li>・経営母体の業務実績及び財政健全性（5点）</li> </ul>	15
2	児童への育成支援に対する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育成支援の内容（5点）</li> <li>・障がいのある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応（5点）</li> <li>・運営上の工夫、付加価値サービス（5点）</li> </ul>	15
3	支援員等の雇用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員等の配置体制（5点）</li> <li>・支援員等の給与、各種手当、年次休暇取得（5点）</li> <li>・支援員等の育成計画（研修計画含む）（5点）</li> <li>・支援員等の継続雇用計画及び代替員確保体制（5点）</li> </ul>	20
4	学校、家庭、地域との連携に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校との連携（5点）</li> <li>・家庭及び保護者との信頼関係の構築（5点）</li> <li>・苦情への対応（5点）</li> <li>・地域との連携、交流（5点）</li> </ul>	20
5	安全管理に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故防止、衛生管理（5点）</li> <li>・事件、事故、災害発生時の対応（5点）</li> <li>・法令遵守・個人情報保護のための取り組み（5点）</li> </ul>	15
6	金額に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積金額算定の妥当性（5点）</li> <li>・見積金額（10点）</li> </ul>	15

### (3) 一次審査（書類審査）

参加表明者が5者以上の場合は、提出された提案書等により、一次審査（書類審査）を担当部長、課長および担当部局で行う。本実施要綱第10（2）の審査基準に基づき、審査を行い、一次審査の上位3者を選定する。その場合は、電子メールにより一次審査の実施及び審査結果、プレゼンテーション実施日程等を通知する。

提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。

(4) 二次審査（選定委員会による審査）

事前に送付された提案書類に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを以下のとおり実施する。

①開催日時・場所

日時：令和6年7月12日（金）午後1時30分から

場所：小美玉市役所 本庁2階 第2・第3会議室

②提案内容の説明

参加者の企画提案内容のプレゼンテーション：20分以内

選定委員による質疑応答：10分程度

③出席者

3名以内（ただし、事業実施における責任者は必ず出席すること）

④プレゼンテーションの開催形態

プレゼンテーションは非公開とする。

⑤その他

企画提案の際に、プロジェクターを使用する場合、パソコンは参加者が用意すること。スクリーン及びプロジェクター、HDMIケーブルは本市が用意する。

その他都合により、プレゼンテーション実施日程等の変更を行う場合がある。

(5) 審査結果

後日速やかに企画提案参加者全員に文書等により通知する。

1.1 その他留意事項

その他留意事項

- (1)書類の作成に用いる言語、通貨及び単位：日本語及び日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2)契約書作成の要否：要
- (3)提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された提案書は返却しないものとする。
- (4)本業務の実施にあたって、市と十分な調整を行うこととする。
- (5)本事業を円滑に遂行するため、市は受託者に対して、業務状況についての報告を必要に応じて求めることができるものとする。
- (6)提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (7)提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案内容はテーマや実施方法などの修正をする場合がある。又、委託金額については、採用決定後に見積もり徴取により別途決定するものとする。
- (8)この要領に定める事項についての疑義が発生した場合、又はこの要領に定めのない事項については、必要に応じて市と受託者協議の上、別途定めるものとする。ただし、両者の協議で決定ができない場合には、受託者は市の指示に従うこととする。
- (9)本業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべてにおいて市に帰属する。又、受託者は著作者人格権を行使しないこととする。